



草加市監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月27日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 松 井 優美子

令和7年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

総務部、自治文化部

3 監査対象事務

令和6年度及び令和7年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和5年度以前についても監査の対象としました。

なお、令和7年度については、原則として9月30日までに執行されたものとしました。

4 監査期間

令和7年7月24日（木）から令和8年2月16日（月）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 総務部

総務部には、庶務課、職員課、市民税課、資産税課、納税課、契約課、工事検査課、税外債権管理室が置かれ、7課1室の体制となっており、条例・規則の制定改廃、文書、統計、人事、給与、契約、工事の検査等の組織管理に関する所属と、市税等の賦課徴収及び税外債権管理の適正化の推進に関する業務を担う所属で構成されています。

令和6年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和7年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
総務部	159人
その他の部局	1,189人
全体	1,348人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
総務部 (人件費除く)	2,652,210,456円
その他の部局	88,596,909,025円
全体	91,249,119,481円

令和6年度及び令和7年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

① 文書管理規則に基づく適正な文書の管理について【総務部】

文書管理に係る事務手続について、文書番号が付されていないもの、浄書処理がされていないもの、見積書に収受印が押印されていないもの、見積書や報告書等が収受登録されていないもの、公印使用承認申請が行われていないもの等、文書管理規則に基づかない運用が複数見受けられました。

同規則第4条第1項では「庶務課長は、市の機関における文書等の管理事務を統括する」と規定されていることから、部内において規則に基づく処理を行うことはもちろんのこと、全庁として適正な文書管理が図られるよう規則等の周知徹底に努めてください。

② 契約行為に係る事務手続について【総務部】

契約行為に係る事務手続について、見積提出期限を超過した見積書により契約締結をしているもの、契約書の原本に必要書類が綴られていないもの、仕様書で提出を求めている書類を収受していないものが複数見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令等を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

③ 補助金交付に係る様式について【納税課】

補助金交付にかかる事務手続において、要綱に基づく適切な様式が使用されていないものが見受けられました。

使用する様式は要綱により定められていますので、事務手順を確認の上、適切な様式を用いて事務処理を行ってください。

(2) 自治文化部

自治文化部は、みんなでまちづくり課、産業振興課、都市農業振興課、文化観光課、スポーツ振興課が置かれた5課の体制となっており、地域コミュニティの発展を図るとともに、地域の特性を活かし、市民の力、地域の力を発揮することに寄与する組織です。

令和6年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和7年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
自治文化部	47人
その他の部局	1,301人
全 体	1,348人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
自治文化部	3,022,989,973円
その他の部局	88,226,129,508円
全 体	91,249,119,481円

令和6年度及び令和7年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

① 決裁区分について【みんなでまちづくり課、産業振興課、都市農業振興課】

決裁区分について、草加市事務決裁規則の規定と相違しているものが見受けられました。

決裁区分は、その内容や金額により管理監督職の職層ごとに決裁権限が与えられ、市長に代わって決裁を行う重要なものであることから、草加市事務決裁規則等を再確認し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

② 契約行為に係る事務手続について【自治文化部】

契約行為における事務手続において、随意契約・特命とする理由等の記載がないもの、一連の手続について日付の不整合が生じているもの、仕様書に記載が必要な事項が明記されていないもの、提出を求めている書類を収受していないもの等が見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令等を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

③ 補助金等に係る事務手続について【自治文化部】

補助金等に係る事務手続について、申請内容が適正なのか判断できないもの等が見受けられました。

補助金の財源は、市税その他の貴重な財源で賄われていることから、正確な処理が求められます。市民への説明責任を果たすため、事務ミスを防止する体制や、要綱改正の検討も含め、適正な補助金の支出が執行されるよう努めてください。

④ 申請書・通知書等の様式について【自治文化部】

補助金等交付に係る事務手続において、規則・要綱に基づく適切な様式が使用されていないものが見受けられました。

各手続に使用する様式は市の例規に定められていますので、事務手順を確認の上、適切な様式を用いて事務処理を行ってください。

8 意見

(1) 総務部

総務部においては、文書管理、人事・給与、契約、工事検査等の管理部門のほか、歳入の根幹となる市税等の賦課徴収を担っており、市税における現年課税分の収納率は令和2年度以降、99%を超えています。これはスマホ決済アプリの導入や納付書に2次元コードが印字されたことにより納付方法が拡充され、利便性が向上したことに加え、職員一人ひとりの日頃の努力の成果であると認識しています。市税以外の債権についても、引き続き法令に則った管理を徹底し、知識や経験に基づいて適切な債権回収の判断を行うことで、徴収率の向上に寄与されることを期待しています。

本市では、令和元年度に文書管理システムが導入され、文書の管理や決裁行為が原則として電子化されたことにより、業務効率や経済性が向上しました。システム導入から一定期間が経過し、電子化に対応した草加市文書管理規則や文書管理システム事務手引に基づくルールが浸透しつつありますが、一部の文書管理について規則に基づかない運用、電子化に伴う新たな管理上の課題や運用の非効率性などの弊害も見受けられましたので、より効率的かつ効果的な運用改善に努めてください。契約行為に係る事務手続についても、関係課による合同発注により事務の効率化や費用削減が図られているものが確認できた一方で、一部不適正な事例が見受けられましたので、各々の職員が事務手引等を再確認することで、適正な事務の執行に努めてください。また、補助金交付に係る様式についても、要綱で定められた様式を使用するよう留意してください。今回取り上げた事項は、総務部のみならず庁内全体で見受けられるものですので、庶務課においては、全庁的に適正な事務手続が行われるよう規則や事務手引の周知徹底を図るとともに、職員の事務負担が軽減されるよう適宜見直しを行ってください。

行政課題が多様化、複雑化する中で、柔軟かつ機動的に業務が遂行できる職員の採用や育成、業務量及び業務内容に応じた職員の適正配置等による職員体制の充実を図り、職員の働きやすい職場を実現するとともに、今後も組織の中心となって部局間の調整を図ることで、市民サービスの向上や円滑な行政運営に尽力されることを願います。

(2) 自治文化部

自治文化部は、市民活動の支援や芸術・スポーツの振興等、地域コミュニティの基盤づくりを推進するため、多岐に渡る事業を行っています。歴史や文化に関する郷土固有の資産を活かした観光振興に関わる取組も含め、自治の要と言えるものです。

今回の監査では、町会との打合せ内容や今後のスケジュールに関する情報を課内で共有する等、補助金申請の円滑化を図る姿勢が見受けられました。補助金によっては、多数の申請団体を抱えながらも、文書をカテゴリ毎に整理・保管し、事務処理の漏れがないよう配慮しており、迅速かつ正確な確認体制を構築しようとしている様子が確認できました。また、補助金交付申請時と実績報告時の金額が対比できるレイアウトを用いることで、予算執行の差異が一目で判別できるよう工夫しているものもあり、審査事務の効率化と視認性の向上に寄与している事例が見受けられました。一方で、不適正な決裁区分での専決、契約行為や補助金に係る事務手続の不備、申請書・通知書の様式の不備等、一部適正を欠く内容のものが見受けられました。行政に対する信頼性の向上につながるよう、根拠法令等の確認を徹底し、市民への説明責任を果たすことを念頭に適正かつ正確な事務処理に努めてください。

本市も例外なく高齢化が進み、市民ニーズの多様化や地域コミュニティの希薄化が懸念されます。地域の活性化に向けた積極的な取組の差が、そのまま地域の活力の差として表面化する未来が想像され、いかに市民との連携を推進し、相乗効果を生み出していくかが重要となります。今後もまちづくりをめぐる現代的な価値観のアップデートを続け、あらゆるつながりが確かなものとなるよう努められることを望みます。